

「茨城県南東部における藩政村の土地利用」

栗 又 衛

I はじめに

人間が生活するために必要な最も基本的な地域的広がりとしては、どのようなものが考えられるのであろうか。そしてそれは、どのような性格と構造を有しているのであろうか。

これについて、水津一郎は「基礎地域¹⁾」という概念を提唱し、日本の農村社会における具体的形態として、藩政村(ほぼ現在の大字に相当する)を取り上げている。この藩政村は、近世幕藩体制下における最末端行政区画であるとともに、古代・中世の里・郷・庄・惣村等の自然発生的形態の連続であるという性格を有している²⁾。水津以外にも単位空間として藩政村を取り上げた研究³⁾は多い。そしてこれらの結果、藩政村内で農村社会における人々の生活のかなりの部分が完結していたということが、明らかになっている。

しかし従来の研究は、藩政村の社会経済的条件に限られたものが大部分であって、地理的条件の検討は軽視されがちであった。本稿では、生活空間の基本的単位として藩政村を考え、その性格を土地利用の側面から分析することを目的とする。そして研究対象地域として、関東平野の東端に位置し、洪積台地と沖積低地の入り組んだ地形に特色を有する茨城県南東部地域(鹿行地域)を取り上げる。

本稿では、藩政村の生活基盤としての土地利用に限定して、藩政村の単位空間としての性格を論じるが、土地利用以外の藩政村の属性についての検討もすでに行ったので、まずこれらについて若干の概要を述べておこう。まず藩政村の人口・石高・面積の分析を試みた結果、これらについて、

藩政村の標準的規模が確かめられた。これらは、行方郡で総じて大きく、鹿島郡で相対的に小さいという地域差の存在も無視しえないが、人口に関しては1藩政村当り100~700人であり、特に300人前後の藩政村が最も多いという結果を1884年(明治17)の資料⁴⁾から得た。また石高に関しては、1867年(明治元)の資料⁵⁾によれば、100~500石程度の村が多く、行方郡では平均総石高が638石1斗3合、鹿島郡では396石9斗3升6合であり、人口規模に比べて地域差が大である。面積は絶対値の資料を得ることができず、相対値を使って検討したのであるが、一定面積に収束する傾向がみられた。このような藩政村の標準的規模の存在は、藩政村の単位空間としての機能を示すものであり、これはさらに1つの自然集落からなる藩政村が多いことをも示している。

次に藩政村がどのような領域を有しているのかを検討するために、藩政村界の性格分類をおこなった。ここで藩政村界をどのように設定したのかについて触れておこう。近世の藩政村は、1888年~1889年(明治21~22)にかけての市制町村制施行に伴う町村大合併によって、そのまま大字という名称で呼ばれるようになった⁶⁾。そのため現在の大字界を調べることによって、藩政村界を画定することができる。ただし本稿で扱う藩政村は、資料上の制約と藩政村数の変動とから、近世末期に存在したものに限られる。

町村役場を訪問して得られた大字界をもとにして画定した藩政村界を、1884・85年(明治17・18)測量の2万分の1迅速図に記入して、各分類項目別にキルビメーターによって測定したものが、

藩政村界の性格分類である。この分類方法には、境界が具体的に何を利用して設定されているのかを知るための形態的分類と、境界が藩政村の生活基盤に対してどのような機能を有しているのかを知るための機能的分類⁷⁾とがある。前者は地形・道路・その他の境界に3分され、後者は前置⁸⁾・後置⁹⁾・上置¹⁰⁾境界に3分される。これらの結果を要約すれば、地形を利用した境界が半分以上であり、中でも分水界・河川等の地形の細分項目に、非常によく対応していることが指摘できる。また境界の機能は立地条件によく対応し、たとえば台地上の未開墾地の多い藩政村では、前置境界の割合が高く、人々の生活上あまり意識されていない領域が広がっているということを示している。つまり若干の例外はあるにせよ、藩政村はその置かれた立地条件に適応して領域を形成し、自然発生的性格をもつと予想することができる。

II 土地利用のメッシュ分析と藩政村の類型化

鹿行地域の個々の藩政村について、領域内の土地利用種目の構成や領域内での分布状態を検討することによって、鹿行地域における単位空間としての藩政村の地域差を浮き彫りにするとともに、人々の生活状況を知る手がかりを得ることができよう。

II-1 資料と方法

まず1884・85年(明治17・18)測量の2万分の1迅速図上で鹿行地域全域にわたって、土地利用のメッシュ分析を行う。迅速図に1藩政村の面積を検討して導いた実長500m間隔のメッシュをかけ、層別系統的非整列¹¹⁾に25の点を打ったドットプレートを利用して、個々の藩政村ごとに以下のような土地利用種目について計測した。①宅地・集落、②水田、③畑(普通畑・果樹園・茶畑・桑畑を含む)、④針葉樹林、⑤雑木林、⑥荒地、⑦砂丘・砂浜、⑧湖・沼・池。この種目は迅速図の凡例にもとづいている。そしてこれを有効に利用するために、土地利用種目別の構成比を算出した。この際1藩政村の総ドット数は、最小100程度から最大1000程度であるから、百分率(構成比)

を算出することは不適當ではない。

ところで近世末期の藩政村の土地利用を、1884・85年(明治17・18)の地形図を利用して分析することは、正確だろうかという疑問が起きる。このことは近世末期から明治初期にかけて、農村における生活様式・生産体系等の根本的な変革がなかったという事実や、村域・村数の変化も少なかったということによって、消極的に肯定される。

II-2 土地利用にもとづく藩政村の諸類型

個々の藩政村の土地利用構成を検討する前に、鹿行地域全体の土地利用状況を見ると、第1表の

第1表 鹿行地域の土地利用(明治初期)

	構成比(%)		
	鹿島郡	行方郡	鹿行地域
宅地・集落	5.8	7.7	6.4
水田	16.3	29.2	20.7
畑	11.7	10.9	11.4
針葉樹林	27.6	24.7	26.7
雑木林	18.8	13.6	17.0
荒地	14.0	13.0	13.7
砂丘・砂浜	5.8	0.0	3.8
湖・沼・池	0.05	0.6	0.2
計	100.0	100.0	100.0

明治17・18年測量の迅速図より

ようになる。特徴的なことは林野率が45%近くで、荒地を合わせると60%程度を占め、平野部の割には非生産地の割合が比較的高く、耕地率は30%強と相対的に低いということである。つまり近世末期から明治初期の鹿行地域においては、未開墾地である平地林・荒地が多かったのである。また鹿行地域内でも鹿島郡と行方郡では、違いがある。これは水田率に関して顕著であるが、鹿島・行方両郡の地理的条件の違いにもとづくものであろう。

このような鹿行地域の地域的特徴をより深く考察するために、土地利用にもとづいた藩政村の類型分けを行う。この類型分けは、鹿行地域内の地域差を明らかにして、個々の藩政村の土地利用と立地条件の関係を示すとともに、藩政村の一般的

第2表 鹿行地域の藩政村の土地利用にもとづく類型とこれに属する村数

大分類	分類基準	I {耕地率35.0%以下}			II {耕地率35.1%以上}				
	村数	101			96				
中分類	分類基準	A {林野率 {50.0%以下}	B {林野率 {50.1%以上}	C {宅地率 {10.1%以上}	A {林野率 {50.1%以上}	B {水田率 {30.0%以下}	C {水田率 {30.1%以下}	D {宅地率 {15.1%以上}	
	村数	41	47	12	8	27	43	18	
小分類	分類基準	① {砂丘・砂浜がある}	② {砂丘・砂浜がない}	① {水田率 ≤ 畑地率}	② {水田率 > 畑地率}	① {林野率 {50.0%以下}}	② {林野率 {50.1%以上}}	① {水田率 ≤ 畑地率}	② {水田率 > 畑地率}
	村数	21	20	12	35	7	5	9	18

注：I型ではCをA，Bに優先して分類する
II型では最初にAを次にDを分類し，残りをB，Cに分類する

な土地利用を考えるための手がかりを与える。

そこで藩政村の類型分けを第2表に示したように行った。まず藩政村の生活基盤を最もよく表現していると考えられる耕地率に着目する。耕地率の度数分布表による検討や鹿行地域全体の耕地率等を考慮して，まず耕地率35.0%を境に低い村(I型)と高い村(II型)に分ける。次に耕地率の低い村における主要な土地利用種目をみるために，林野率50.0%で低い村(I-A型)と高い村(I-B型)に分ける。さらに林野率の低さと荒地率の高さとの関連を検討するために，I-A型を①砂丘・砂浜の存在するものと②砂丘・砂浜の存在しないものに分ける。さらに林野率の高い村の特徴を知る手がかりとして，水田率と畑地率の高低によって，I-B型を①水田率≤畑地率と②水田率>畑地率に分ける。また耕地率の低い村の中でも，宅地率の高い村は特異であるから，宅地率10.1%以上の村を，I-A・I-B型に優先して分類する(I-C型)。このI-C型の生活基盤を検討するために，さらに林野率50.0%で①高い村と②低い村に分類する。

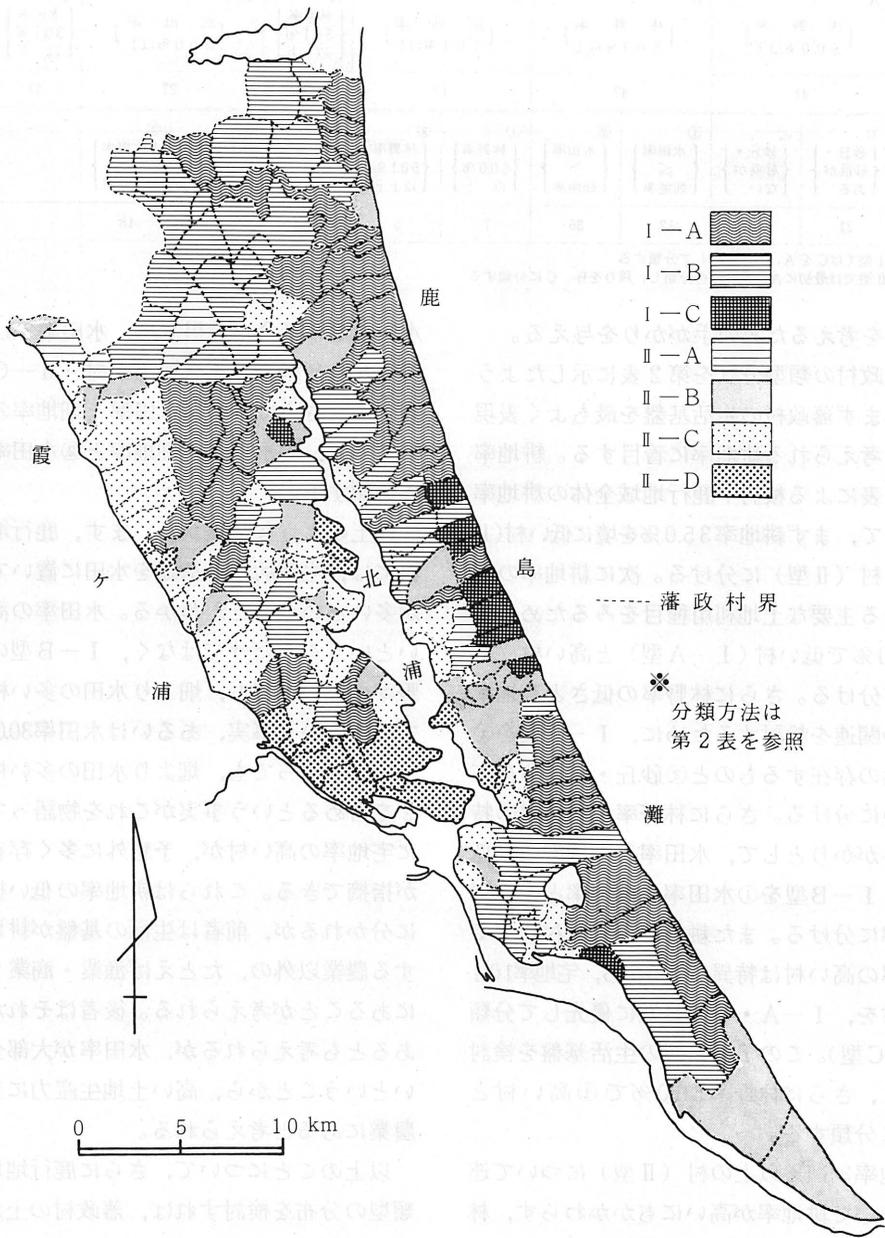
次に耕地率35.1%以上の村(II型)について述べる。この中で耕地率が高いにもかかわらず，林野率が50.1%以上と高い村をまず分類する(II-A型)。次に生活基盤としての特異性が予想される宅地率15.1%以上の村を分類する(II-D型)。A型とD型に含まれないII型の村を，耕地に占める

水田と畑の割合に着目して，水田率30.0%以下の村(II-B型)とそれ以上の村(II-C型)に分類する。さらにB型を水田率と畑地率の大小関係によって，①水田率≤畑地率と②水田率>畑地率に分類する。

以上のような分類から，まず，鹿行地域の藩政村には，生産活動の基礎を水田に置いているものが多いということがわかる。水田率の高い村が多いということだけではなく，I-B型のような林野率の高い村でも，畑より水田の多い村が圧倒的であるという事実，あるいは水田率30.0%以下のII-B型であっても，畑より水田の多い村が3分の2を占めるという事実がこれを物語っている。次に宅地率の高い村が，予想外に多く存在することが指摘できる。これらは耕地率の低い村と高い村に分かれるが，前者は生活の基盤が耕地をもとにする農業以外の，たとえば漁業・商業・製塩業等にあることが考えられる。後者はそれが商業等にあるとも考えられるが，水田率が大部分の村で高いということから，高い土地生産力に支えられた農業にあると考えられる。

以上のことについて，さらに鹿行地域内での各類型の分布を検討すれば，藩政村の土地利用の地域的特色がより鮮明になる(第1図)。まず藩政村の各類型とその分布との関係を述べよう。

I-A型は耕地率が低く，しかも林野率が高くないことから，荒地の多いことが予想されるが，



第1図 土地利用をもとにした鹿行地域の藩政村の種類の分布図

この型の村が不毛地に多く分布するという事実は、これを裏付けている。具体的には、砂丘・砂浜のある海岸沿いや荒地の多い台地内部に分布する。I-B型は耕地率が低く林野率の高い村であるが、この分布は海岸部を除けばI-A型と相隣りあっている。つまり北部の東茨城台地や行方台地中央部に集中的に分布している。ただし神之池西方の低地上にも、この型が集中的に分布していることに注意しなければならない。I-C型は耕地率が低いにもかかわらず宅地率が高い村であるが、この型は海岸部に集中している。これは前述したように、この型の村が農業以外の漁業・製塩業で生計をたてていることを示している。以上のように、耕地率の低いI型は大部分が海岸部あるいは台地内部に分布する。

II-A型は耕地率が高く、しかも林野率が高い村で台地上に分布し、I-B型の分布に類似している。この事実は、II-A型が性格的には本来I-B型と同じであるという前述の考察と符合している。II-B型は耕地率は高いが、水田率は高くはないという村で、畑地率によって2つに分類される。畑地率の高い村(畑地率 \geq 水田率)は、台地上に立地し、低い村(水田率が30%近くの村)は、湖岸低地・河岸低地上あるいは湖岸・河岸低地と台地との境に分布している。II-C型は耕地率の高さが水田率の高さに結びついている村で、明らかに湖岸に沿って分布する。地形的には湖岸低地上、あるいは湖岸低地から台地にまたがって立地する。II-D型は耕地率が高いうえに宅地率の高い村であるが、この型には湖岸低地に立地する小規模村が多い。ただし台地と低地にまたがっている村もある。

以上を通じて言えることは、藩政村の土地利用種目の割合が、立地条件に強く規定されていることである。これは藩政村が、その領域内の地形を自然のまま受け入れて利用していることを意味している。ほとんどの藩政村が程度の差こそあれ、耕地・宅地・森林・荒地を完備していることを考えあわせると、藩政村は立地する場所の自

然条件に適応しながら、これを積極的に利用して完結的な生活基盤をつくりあげていることがわかる。また藩政村は、本来自己完結的な生活基盤をもつように、自然に成立したと考えることもできる。

III 藩政村の立地形態別類型

それではこのような地形と密着した生活基盤をもつ鹿行地域の藩政村は、地理的に総合して考えれば、いかなる種類の村々に分けられるであろうか。ここでは立地形態を中心とした総合的類型設定方法を述べ、これのもつ意義とこれによって示される藩政村の総合的な土地利用について考察する。

III-1 立地形態別類型の設定

すでに土地利用種目の割合によって藩政村を類型化したのであるが、この結果として土地利用が地形と密接に対応していることを指摘した。これを具体的にいえば、土地利用にもとづく各類型に属する村が立地条件、特に地形の違いによってさらに細分されているということである。ゆえに、立地条件を基礎において類型分けを行えば、土地利用を含めてより全体的総合的に藩政村を分類することができる。このような考えにもとづいて、まず最初に藩政村の土地利用による各類型ごとに、立地条件の異なる村を抽出する。つまり前章IIで述べた各類型の分布状態(第1図)の特色を考慮しつつ、それをさらに藩政村ごとに地形別に検討するのである。

I-A型は、1村1集落と親子村の2集落1村の別はあるが海岸に立地する村、台地内部で侵食谷を中心にして集落が立地し谷底から斜面・台地上にまたがる村、湖岸低地から台地上にまたがる村等を含んでいる。I-B型は開析されていない台地上に立地する村、台地内部で侵食谷の多く存在する地形の複雑なところに立地する村、砂丘に続く湖岸低地に立地する村、台地が海に迫る海岸に立地する村等を含んでいる。I-C型は、台地が海に迫る海岸に立地する村に限られている。

Ⅱ—A型は、台地内部で侵食谷の多い地形の複雑なところに立地する村に限られている。Ⅱ—B型には、開析をあまりうけていない台地上平坦部に立地する村、台地内部で侵食谷の多い複雑な地形に立地する村、湖岸低地から台地にまたがって立地する村、湖岸に直接面さず台地と低地にまたがる村、砂丘を擁する湖岸低地に立地する村等が含まれる。Ⅱ—C型には、湖岸低地上に立地する村、湖岸低地から台地にまたがる村、砂丘を背後に擁する湖岸低地に立地する村、台地内部の比較的大きな河谷の低地から台地上にまたがる村等が含まれる。Ⅱ—D型からは、湖岸低地上に立地する村と湖岸低地から台地にまたがる村が抽出される。

このようにして抽出される立地条件にもとづく藩政村の類型は、土地利用にもとづく各類型ごとに整然とまとまっているのではなく、重複している場合が多い。また、この土地利用にもとづく類型では、藩政村を定性的に適確に把握することが難しいことをすでに指摘した。これらを考えあわせて、土地利用による類型から立地条件にもとづいて抽出される型を基礎に、土地利用・集落の数等を吟味して設定したものが、ここでいう立地形態別類型である。

まず立地する基本的地形にもとづいて、鹿行地域の藩政村を4類型に大分類した。A型：海岸部、B型：台地内部、C型：台地と低地にまたがる、D型：低地、である(ただし、鹿行地域の中では、非常に特殊な5村をE型として分類してある)。次にA・B・C・D各型の集落数・小地形・集落の位置・土地利用の割合等によって、それぞれ2・3・3・2の合計10に分類した。立地形態別分類はこれにE型を加えて、総計11類型である。

各類型を以下に説明する。海岸に面しているA型の村は、集落数によってA₁型・A₂型の2つに分かれる。A₁型は1村の中に内陸の親村と海岸の子村が存在する村で、**臨海親村子村型**と呼ぶことができる。これに対してA₂型は、海岸に面する1集落だけからなる村の型であり、**臨海単独集落型**と呼ぶことができる。台地内部に立地するB型の

村は、台地と侵食谷の関係や集落の立地位置によって、B₁・B₂・B₃の3つの類型に分けられる。B₁型は村域の大部分が台地上にあり、しかも中心集落が台地上に立地する村の型であって、**台地上集落型**と呼ぶことができる。次にB₂型は台地内部にある村の領域の中央を谷が開析し、ここを中心に展開している村の型であり、**台地開析谷型**と呼ぶことができる。B₃型は中心集落が台地内の比較的大きな侵食谷に立地し、ここを基点として村域が背後の台地上に広がっている村の型であり、**台地内河谷低地型**と呼ぶことができる。台地と低地にまたがって立地するC型は、領域の広がりや中心集落の位置によって、C₁型・C₂型・C₃型に分けられる。C₁型は湖岸に面し低地から背後の台地上へ伸び、形態的には長方形をなし、中心集落が台地と低地の境に立地している村の型であり、**湖岸低地台地型**と呼ぶことができる。C₂型は、中心集落が台地上にあり、領域は湖岸低地から台地上にまたがるような村の型であり、**湖岸低地台地上集落型**と呼ぶことができる。C₃型は直接湖岸には面さないが湖岸低地と台地にまたがる村の型であり、**内陸低地台地型**と呼ぶことができる。村域の大部分が低地上に存在するD型は、林野率によって、D₁型・D₂型の2つに分けられる。D₁型は林野率が高く、背後に砂丘をもつ村の型であり、**低地林野型**と呼ぶことができる。これに対してD₂型は林野率にかわって水田率の高い村の型であり、**低地水田型**と呼ぶことができる。これらに分類することがそぐわない村をE型として扱うが、これらの村は鹿島砂丘南部の不毛地に立地しており、いわば**海岸砂丘立地型**である。

Ⅲ—2 立地形態別類型と土地利用

このような立地形態別類型に属する村の土地利用状況を知るために、立地形態別類型と土地利用をもとにした類型の相互関係を示す表を作成した(第3表)。これによると、臨海村のA型は耕地率が低いうえに林野率も低く、砂丘・荒地の割合が高い。これは海岸の村の土地の低生産性を物語っているが、反面宅地率の高い村も存在し、漁業が

第3表 鹿行地域の藩政村の立地形態別類型と土地利用
による類型との相互関係をあらわす表

(数字は藩政村数)

土地利用による類型 総合的類型	I 耕地率 35.0%以下			II 耕地率 35.1%以上				総計
	A	B	C	A	B	C	D	
A ₁ 臨海親村子村型	6	1	0	0	0	0	0	7
A ₂ 臨海単独集落型	13	3	8	0	2	0	1	27
B ₁ 台地上集落型	4	13	0	0	5	0	0	22
B ₂ 台地開析谷型	9	7	0	1	2	1	0	20
B ₃ 台地内河谷低地型	1	10	1	6	5	8	0	31
C ₁ 湖岸低地台地型	6	7	0	1	4	18	6	42
C ₂ 湖岸低地台地上集落型	0	1	0	0	1	2	0	4
C ₃ 内陸低地台地型	0	0	0	0	4	3	1	8
D ₁ 低地林野型	0	5	2	0	2	3	0	12
D ₂ 低地水田型	0	0	0	0	0	8	18	18
E 海岸砂丘立地型	2	1	0	0	2	0	0	5
総計	41	48	11	8	27	43	18	196

行われていることを暗示している。次にB型ではB₁・B₂型における耕地率の低い村の多さに対してB₃型における耕地率の高い村の多さが対照的であり、台地内部の村でも一概に耕地の少ない低生産性の村であるとは言えないことを示している。またB型では林野率の高い村が多い。つまりB₁・B₂型では耕地率の低い村が多く、かわりに荒地率・林野率の高い村が多いのに対して、B₃型では耕地率の高い村が多く、また荒地率よりも林野率の高い村が多い。これに対して台地と低地にまたがるC型では耕地率の高い村が圧倒的であり、中でも水田率の割合の高い村が非常に多い。そして宅地率の高い村も存在し、C型の村の土地生産性が高いことを示している。低地上に立地するD型の村

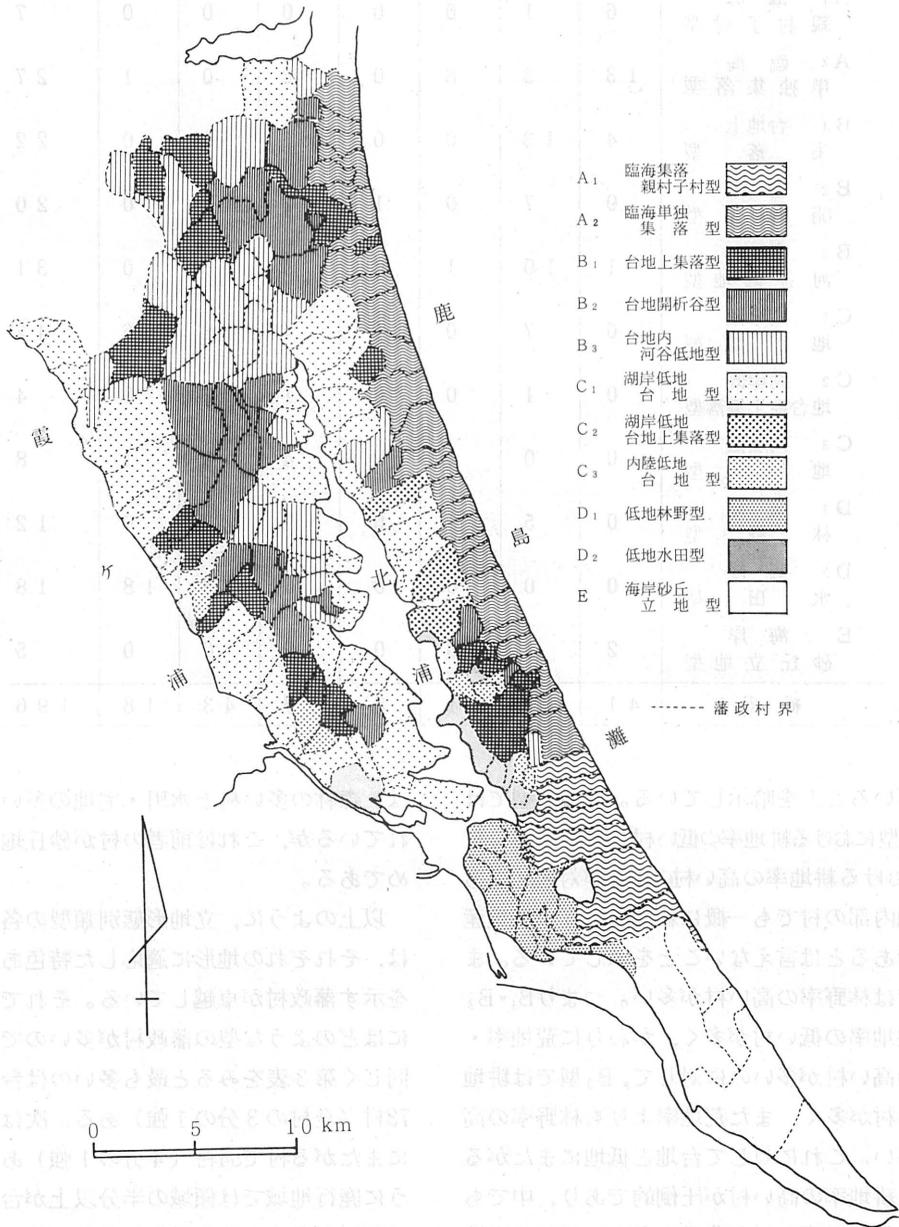
は、森林の多い村と水田・宅地の多い村とにわかれているが、これは前者の村が砂丘地帯にあるためである。

以上のように、立地形態別類型の各型においては、それぞれの地形に適応した特色ある土地利用を示す藩政村が卓越している。それでは鹿行地域にはどのような型の藩政村が多いのであろうか。同じく第3表をみると最も多いのは台地上の村で73村（全村の3分の1強）ある。次は台地と低地にまたがる村で54村（4分の1強）ある。このように鹿行地域では領域の半分以上が台地上に存在する村が多く、臨海村も加えれば約6分の5に達する。逆に村域の大部分が低地上に存在する村は6分の1程度である。これらの事実は、鹿行地域

が関東平野の一画にあるとはいえ、沖積低地よりも洪積台地が、藩政村の生活基盤として大きな意味をもっていることを示している。

Ⅲ-3 立地形態別類型の分布

このような鹿行地域の特性を明らかにするために、立地形態別類型の分布図を作成した(第2図)。



第2図 鹿行地域の藩政村の立地形態別類型の分布図

この図を見てまず気づくことは、土地利用にもとづく類型の分布(第1図)に、非常によく対応しているという事実である。両類型の密接な相関については、前述したが分布上でもこの関係が明らかである。具体的にはB型とI-A型・I-B型の相関、つまり台地内部の村の耕地率が低いことや、C型とII-C型の相関、つまり台地と低地にまたがる村の水田率が高いことや、D₂型とII-D型の相関、つまり水田率の高い低地の村の宅地率が高いことなどが、指摘できる。

一方鹿行地域における地域差に着目すれば、行方台地と鹿島台地の分布の違いや鹿行地域南部の特殊性に気づく。霞ヶ浦と北浦にはさまれる行方台地は、北浦側斜面(分水界の東側)が、霞ヶ浦側斜面より2倍近く幅が広いが、この違いが藩政村の類型にもあらわれている。つまり霞ヶ浦側の村は規模が大きく分水界まで広がりC₁型となっているものが多い。これに対して北浦側では相対的に大きな河川が台地を開析し、これに面した比較的小規模な台地内部の村と台地部分の広くない湖岸の小規模な村が多く、B₂・B₃・C₁・D₂型となっている。そして台地内奥には分水界に沿って、B₁・B₂型が連らなっている。これに対して北浦と鹿島灘にはさまれる鹿島台地は、幅が狭いため分水界を境にして臨海村A₂型と台地と低地にまたがるC₁・C₂型に分かれている。北浦側の村は行方台地の霞ヶ浦側の村に類似しているようであるが、台地南部にはB₁・D₂型の村が集まっており基本的には異なっている。これは藩政村の境界が台地と低地の境にひかれているためであろう。ところで鹿行地域北部では台地上の村B₁・B₂・B₃型がほとんどを占めている。B₁型の存在はこの地域の台地が平坦であることを示し、B₂・B₃型の存在は比較的大きな侵食谷が、平坦な台地を開析していることを示している。

他方、鹿行地域南部を見れば、鹿島砂丘の影響が如実にあらわれていることがわかる。砂丘を間にはさんだ臨海親村子村型や、低地で林野の多いD₁型や、不毛地が大半を占めるE型は、明らかに

砂丘に適応して藩政村が形成された結果である。最後にD₂型の分布を見ると湖岸低地上に分散している村と固まっている村とが存在するが、共通していることは、どれも小規模な村で、地形条件にとらわれていないということである。

以上のように藩政村は地形によく適応して形成されている。この適応のしかたをあらわしているのが、各類型であるといっても過言ではない。つまり藩政村は、「自然になりしもの」であると結論できそうである。しかし注意しなければならないことは、1本の境界の設定いかんによって、藩政村の類型が大きく変わってしまうという事実である。さらにD₂型のように人為的に設定されたとしか考えられない類型もある。

IV 土地利用と生活基盤

次に藩政村の各類型が、具体的にどのような土地利用をしているのかを検討することによって、その生活基盤と成立過程を考察する。

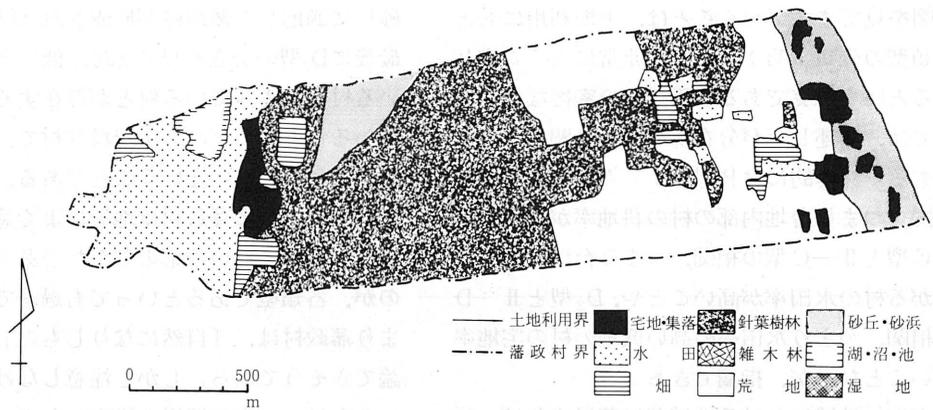
IV-1 立地形態別類型ごとの具体的土地利用

立地形態別類型の各類型ごとに、定性的に見て最も典型的とみなしうる藩政村を各1村ずつとりあげて土地利用図を作成する。ただし本稿では紙面の都合により、A・B・C・D各類型から1つずつ、計4図を示した。

この各類型ごとの土地利用図を分析することによって、鹿行地域の藩政村がどのような土地利用を行っているのかを考える。まず各類型について、具体例に即して記述してみよう。

A₁型(臨海親村子村型) 内陸の低地に面して親集落があり、砂丘をはさんで海岸部に子集落(いわゆる納屋集落)が分離している村である(第3図)。親集落の前面には水田が広がり、宅地のまわりに畑をもち背後に松林が続き、後述する台地と低地にまたがる水田村に似ている。これに対して、海岸の出村は水田がほとんどなく畑も少なく、荒地・松林が大半で農業には適さず、漁業中心の生活であることがよくわかる。

A₂型(臨海単独集落型) 海岸に立地する中心

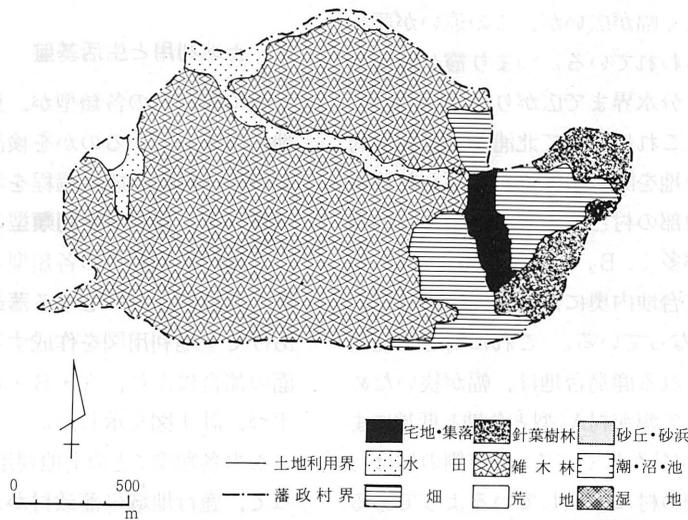


第3図 A₁型の藩政村の土地利用図

— 国末村 —

(現在の鹿島郡鹿島町大字国末)

明治17年測量2万分の1迅速図「居切村」より



第4図 B₁型の藩政村の土地利用図

— 子生村 —

(現在の鹿島郡旭村大字子生)

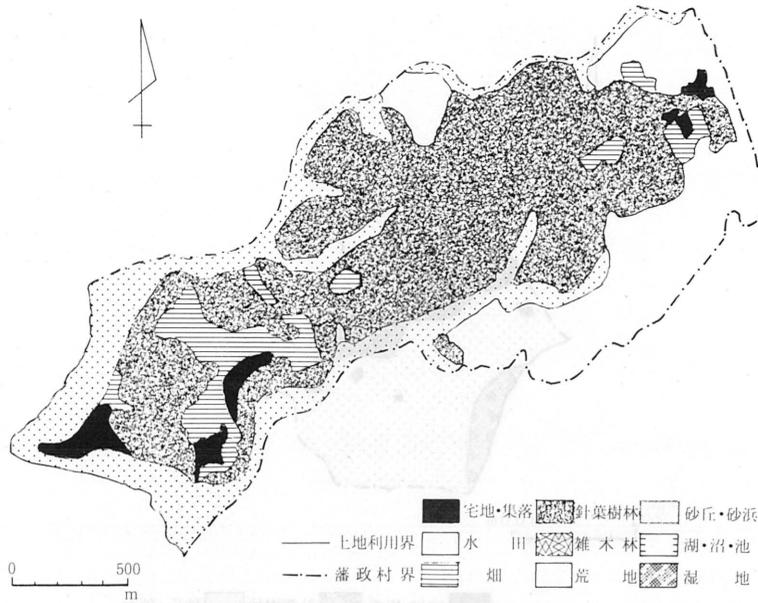
明治17年測量2万分の1迅速図「子生村」より

集落を核として、前面には砂浜・海、周囲には畑が広がり、さらに内陸の台地上には松林・荒地・雑木林が続いている型である。この村には水田がほとんどなく、畑作が中心で、漁業が副次的に営まれている。

B₁型(台地上集落型) 台地上に立地する集落を核として、同心円状に畑・森林が取り巻き、そのまま他村との境に続くような、大半が台地上に

ある村である(第4図)。ただし、他村との境界として侵食谷を利用し周縁部に水田の存在する村も多い。この型の村は水田率が低く、畑の卓越している畑作中心の村であり、台地上の新田開発によって成立した村のほとんどが、このB₁型である。

B₂型(台地開析谷型) 中心集落が、村域の中央を開析する谷と台地の境に立地し、この谷を軸として村域が対称的に広がっている村である。集



第5図 C₁型の藩政村の土地利用図 一阿玉村一

(現在の鹿島郡大洋村大字阿玉)

明治18年測量2万分の1迅速図「鉾田村」・「波上村」より

落の立地する谷底の水田と共に谷津田が多く、畑は宅地の周囲にあるだけで少なく、台地斜面・台地上には森林が広がり、部分的に荒地も存在する。水田を生産活動の根底においている村の型である。

B₃型(台地内河谷低地型) 集落が台地内を侵食する大きな河谷の縁辺に立地し、領域が背後の台地上へ奥深く分水界まで広がっている村で、基本的には後述するC₁型に類似している。集落の前には幅広く水田が存在し、集落に接した台地上には畑、さらに外側には森林あるいは荒地が広範囲に広がっている。

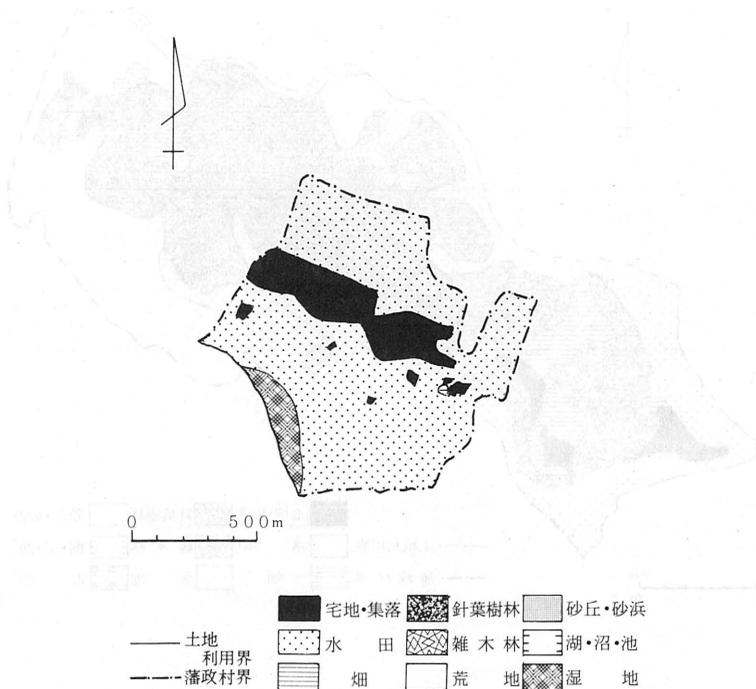
C₁型(湖岸低地台地型) 中心集落が湖岸低地と台地の境に立地し、前面には湖岸まで水田が、背後には順に畑・森林・荒地が広がっている(第5図)。また台地内の侵食谷の谷頭には灌漑用の溜池が存

在する。

C₂型(湖岸低地台地上集落型) 湖岸に面してこの低地には水田が広がっているにもかかわらず、中心集落が台地上にあり、これを取り巻く畑の面積が多く、外側には森林・荒地が分水界まで続いている。基本的にはC₁型に類似している。

C₃型(内陸低地台地型) 湖岸に面していないということを除けば、C₁型と立地条件・土地利用ともに、ほぼ同じである。ただし、村の規模が小さい。

D₁型(低地林野型) 集落が砂丘と河岸低地の接触部にあり、前者は松林に後者は水田に利用され、集落のまわりには畑が存在する。地形的な高低の差がないけれども、土地利用はC₁型に似ている。



第6図 D₂型の藩政村の土地利用図

—谷原村—

(現在の鹿島郡鹿島町大字谷原)
明治18年測量の2万分の1迅速図「鹿島」より

D₂型(低地水田型) 集落が低地の中に立地し、村域は低地に限られ、集落を中心としてまわりを水田が取り囲んでいる(第6図)。林野はなく、畑・荒地・湿地がわずかに存在するが、水田が圧倒的に多い。また宅地率も高い。

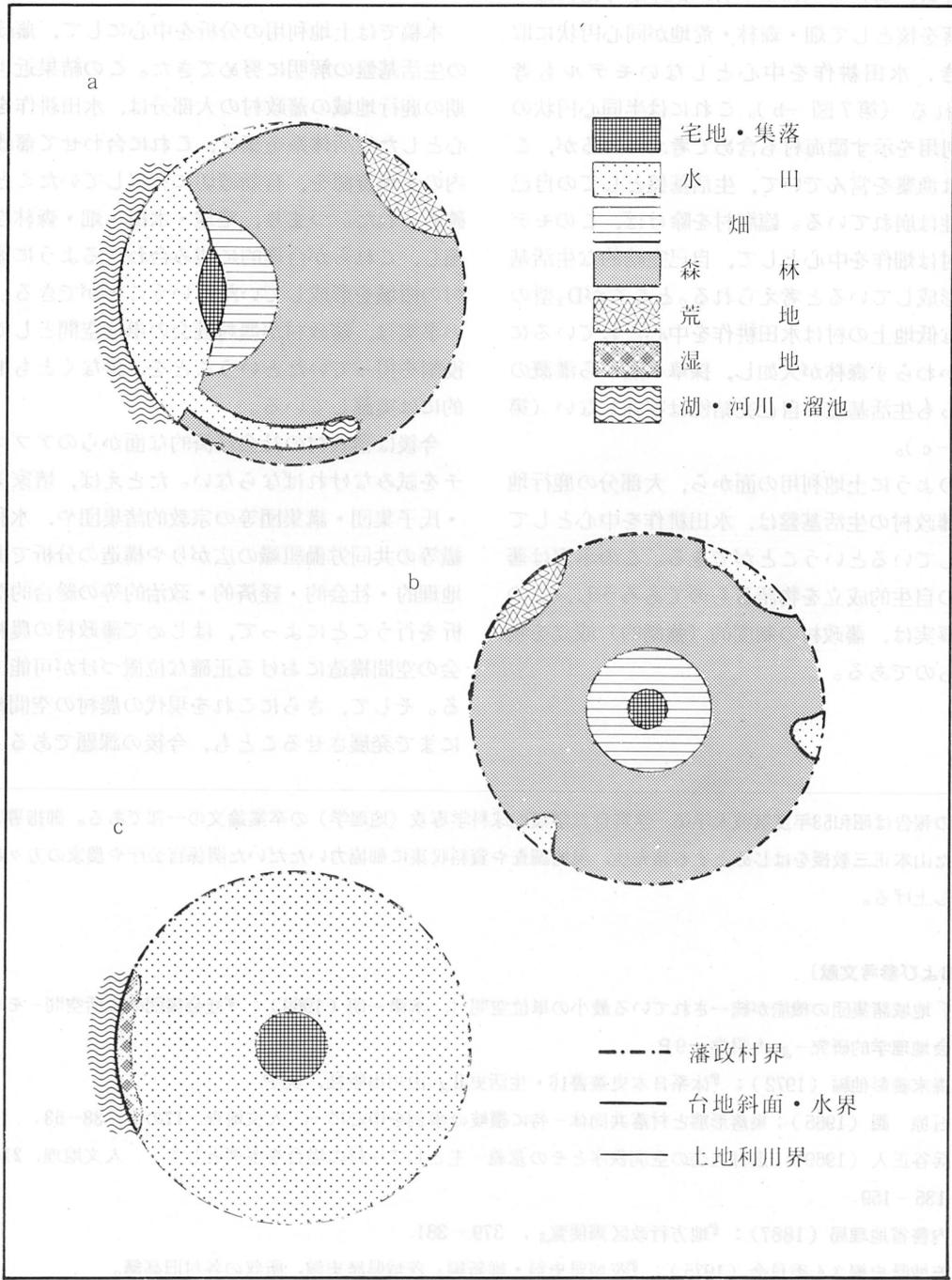
以上のように藩政村の領域内の土地利用にも様々なパターンがある。しかしこのパターンを生活基盤としての土地利用という視点から見れば、共通した性格を見出すことができる。

IV-2 藩政村の生活基盤

前節で説明した各類型の藩政村の土地利用は、さらに単純なパターンにまとめることが可能である。それは台地と低地の境に立地する集落をかな

めとして、低地側には水田が湖岸・河岸まで広がり、台地側では集落に隣接する畑があり、この背後には森林あるいは荒地が分水界まで続いているというようにモデル化することができる(第7図-a)。これに適合する類型として、B₂・B₃・C₁・C₂・C₃・D₁をあげることができる。このパターンは、近世における最も重要な生産体系である水田耕作を軸として完結している。つまり、人々の住む集落に続いて水田があり、肥料としての刈敷を提供し水源を涵養している森林が、麦・雑穀を作る畑の背後に横たわり、谷頭には灌漑用の溜池が存在している。土地利用の面からも、水田耕作に最も重要な灌漑の面からも、藩政村は自己完結

このように、鹿行地域の土地利用モデルは、



第7図 茨城県南東部（鹿行地域）における藩政村の土地利用モデル

的な生活基盤をもっている。

これらに対して、A₂型やB₁型のように台地上の集落を核として畑・森林・荒地が同心円状に取り巻き、水田耕作を中心としないモデルも考えられる（第7図一b）。これには半同心円状の土地利用を示す臨海村も含めて考えているが、この村は漁業を営んでいて、生活基盤としての自己完結性は崩れている。臨海村を除けば、このモデルの村は畑作を中心として、自己完結的な生活基盤を形成していると考えられる。ところがD₂型のような低地上の村は水田耕作を中心としているにもかかわらず森林が欠如し、採草の点から灌漑の点からも生活基盤の自己完結性は存在しない（第7図一c）。

このように土地利用の面から、大部分の鹿行地域の藩政村の生活基盤は、水田耕作を中心として完結しているということが出来る。この事実は藩政村の自立的成立を物語るものであろうし、この逆の事実は、藩政村の制度的（強制的）成立を物語るものである。

この報告は昭和53年度筑波大学第一学群自然科学類地球科学専攻（地理学）の卒業論文の一部である。御指導いただいた山本正三教授をはじめとする諸先生、現地調査や資料収集に御協力いただいた関係官公庁や農家の方々にお礼申し上げる。

〔註および参考文献〕

- 1) 「地域諸集団の機能が統一されている最小の単位空間」, 水津一郎 (1969): 『社会集団の生活空間—その社会地理学的研究—』大明堂, 9P.
- 2) 森末義彰他編 (1972): 『体系日本史叢書16・生活史II』山川出版社, 68P.
- 3) 石原 潤 (1965): 集落形態と村落共同体—特に讃岐の事例を中心に—. 人文地理, 17の1, 38—63.
浜谷正人 (1969): 農村社会の空間秩序とその意義—主として小村の場合を事例として—. 人文地理, 21の2, 135—159.
- 4) 内務省地理局 (1887): 『地方行政区画便覧』, 379—381.
- 5) 茨城県史編さん委員会 (1975): 『茨城県史料・維新編』茨城県歴史館. 所収の各村旧高簿.
- 6) 町村制施行に関する内務大臣訓令 (明治21年6月13日) の第6条に「旧各町村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得」とある。
- 7) 田辺 裕 (1967): 市町村規模と生活様式との対応—特に農漁村の場合—. 地理評, 40の3, 111—130.

V おわりに

本稿では土地利用の分析を中心にして、藩政村の生活基盤の解明に努めてきた。この結果近世末期の鹿行地域の藩政村の大部分は、水田耕作を中心とした生活体系を築き、これに合わせて藩政村内の土地資源を、有効適切に利用していたことが確かめられた。つまり、宅地・水田・畑・森林を完備し、これらが合理的に組み合わせるように藩政村の領域を形成していたということが出来る。この事実は、藩政村が農村社会の単位空間としての役割を担っていたということをも、少なくとも地理的には実証している。

今後は藩政村の社会経済的な面からのアプローチを試みなければならない。たとえば、壇家集団・氏子集団・講集団等の宗教的諸集団や、水利組織等の共同労働組織の広がりや構造の分析である。地理的・社会的・経済的・政治的等の総合的な分析を行うことによって、はじめて藩政村の農村社会の空間構造における正確な位置づけが可能である。そして、さらにこれを現代の農村の空間構造にまで発展させることも、今後の課題である。

- 8) 前置境界：村界決定時（村の成立時）において，生活領域として重要な意味を有さず，人文社会的差異の存在しなかった場所に設定された境界。
- 9) 後置境界：すでに人文社会的差異の形成されていたところに一致させて置かれた境界。
- 10) 上置境界：文化的に均一であった（本来1つの生活共同体としてまとまっていた）地域を強制的に分割して置かれた境界。
- 11) 奥野隆史（1977）：『計量地理学の基礎』大明堂，13P.